

平安期「武士」表―日記に見えるもの―

錦織 勤*

1 はじめに

近年、武士の成立をめぐっては活発な議論が戦わされている。しかし、そこに見られる対立⁽¹⁾は帰一する方向を見せないまま、それぞれの目指すところに向かってますます深化しているというのが現状である。

私は、こうした状況は、平安期の武士がどういうものであったのか、十分な検討を経ないままに武士の発生が論じられている、という点に根本的な問題があるのではないかと考えている。武士とは何かという点については、いわば先験的に「職業的戦士身分」とした上で、その身分としての武士がどこから、どのようにして生まれたのか、という議論が展開されているように思う。しかし、そもそも出発点となる認識は正しいのであろうか。

この点を検討するためには、平安期の史料上の武士の語に即して、その語義を確定していく作業が最初に必要となる。本稿ではそのための第一歩として、平安期の日記に見える武士の語を集積し、その結果を表として掲げることにした。

2 表についての注記

収集の対象としたのは「大日本古記録」,「増補史料大成」,「史料纂集」所収の平安期の日記と、『玉葉』⁽²⁾,『明月記』⁽³⁾,『為房卿記』⁽⁴⁾,『親経卿記』⁽⁵⁾,「時範記」⁽⁶⁾である。対象を日記に限ったのは、同一地域(京都)の、日常的な言葉遣いの中で、「武士」がどのような用いられ方をしていたか、窺い知るのに最もよい史料と考えたからである⁽⁷⁾。

収集の結果、145ヶ日分の記事に「武士」の語を見出すことができた。その全体を後掲の表に示しているが、この表については、いくつか断っておくべきことがある。

- 1) 平安期とはいいいながら、寿永2年(1183)7月28日の木曾義仲の入京以前のものに限っている。それは私が、武士の語義は義仲入京の頃に大きく変化した、と考えていることによる⁽⁸⁾。
- 2) 記事中の割書についてはくゝで示した。なお割書の一部を断りなく省略したところがある。
- 3) ()で括ったものは私の注記である。
- 4) 中略の代わりに・・を用いている。
- 5) 『中右記』・『兵範記』の記事の中には影印本⁽⁹⁾によって正したところがあるが、いちいち断らなかった。
- 6) 次の3つの事例は実は人名(物部武士)なので⁽¹⁰⁾,採録していない。

①『権記』長保5年(1003)3月15日条「召重胤武士給小禄」

②『権記』寛弘8年(1011)4月15日条「御禊也(中略)左府生秦延命,物部武士並絹二疋」

③『権記』寛弘8年(1011)8月23日条「宮犬元服也(中略)先日注名簿給左近府生武士廻仰」

3 本論

表を見てまず気づくのは、史料上に武士という言葉が多く出てくるようになるのは、平安の末期に至ってからのこと、という点である。特に、治承3年(1179)11月14日の平氏のクーデタ以後、義仲入京前夜の寿永2年(1183)11月28日までの4年間の事例が、79例を占めている(全体の54%)。これは残存する日記がカバーしている時期や、その分量の問題もあるかもしれないが、それだけではなさそうである。

『中右記』は「増補史料大成」本で全7冊の大部なもので、時代的には寛治元年(1087)正月1日～保延4年(1138)2月29日までの51ヶ年に及んでいるが、この中に出てくる「武士」の語は23ヶ日分に過ぎない。それより1世紀前の『小右記』は、天元5年(982)～長元5年(1032)の51年間、「大日本古記録」本で11冊になるが、武士という言葉はまったく出てこない。「武士」が平安末期に広く使われるようになったことは確かであろう。

こうした数量的なもの以上に重要なのは、当時の武士の語に3つの用法があったことが明らかになることである。その点は別稿⁽¹¹⁾で論じているので重複になるが、要点を示しておきたい。

(1) 役割としての武士

(2) 出で立ちとしての武士

(3) 属性としての武士

(1)の「役割としての武士」とは、祭礼や行幸の行列などに、武装して扈從する役目のもののことである。事例としては次のようなものがある。

7)『兵範記』、嘉応2年(1170)4月19日条(表の55)

法皇為東大寺受戒御幸南都(中略)次法皇召御車出御云々

此間入道太政国被著宇治、渡川之儀、於桜町乗車〔 〕車副四人前駆、前大納言、平宰相<教盛>、各駕車扈從、侍共卅余人、三方混合行列、此内武士一人、故家貞次男云々、郎等十騎

(< >内は原割書)

引用の末尾に「このうち武士は一人、故家貞の次男」とある。平家貞次男は貞能と思われるが⁽¹²⁾、この家の人々は平氏の家人であり⁽¹³⁾、いわゆる武士である。従って、貞能が武士といわれることに問題はない。ただ、行列には入道大相国(平清盛)以下、前大納言(平重盛)・平教盛など、平氏の錚々たるメンバーが加わっていた。それにもかかわらず、「武士は一人」だったのである。この「武士」が身分用語ではないことは明白である。

問題の文章は、行列中で武士の役割のものは家貞次男一人、という意味であると解される。こうした語法の武士は「役割としての武士」というべきものであり、原理的には、上級貴族であっても、普通の農民であっても、その役割を果たす以上、武士と呼ばれる。そうした事例としては表の112・124をあげることができる。

(2)の「出で立ちとしての武士」とは、見た目で武士と判断されるものを指している。

1)『台記』、天養元年(1144)2月8日条(表の41)

人伝云、夜前少将家明、於清水橋下、逢騎馬之武士鬪乱、家明所從、或被殺、或被傷、件武士、不知誰人云々

少将家明が、清水橋のたもとで騎馬の武士と出会い鬪乱となった。家明の所從が殺傷されたが、その武士が誰かはわからない、というのである。誰人と知らぬものを指して「武士」というのであるから、身分を表す語法でないことは明らかである。これは見た目による判断と考える他なく、これを「出で立ちとして

の武士」と呼ぶ。

(1)は特定の役割, (2)は特殊な出で立ち, というように, ある人物の状況・様態を捉えての言い方である。それに対して, 何をするまでもなく, またどのような服装・姿をしていても武士と認識される人々もあった。身に付いた属性による呼称というべきものであるから, これを(3)「属性としての武士」と呼ぶことにする。事例は次のようなものである。

ウ 『吉記』, 寿永2年(1183)7月25日条(表の142)

建礼門院, 八条殿等, 駕別車連轅, 一族人々周章馳出, 非武士人, 平大納言并息中納言時実朝臣之外不聞

木曾義仲の入京(28日)を目前に, 都落ちする平氏のなか「武士にあらざる人」で, 都落ちに加わったのは平大納言(時忠)・時実父子だけだった, というのである。このことは裏返していうと, 常日ごろから武士と認識されていた人々がいた, ということになる。

(3)の語法は一見, 武士が身分用語であることを証拠だてるもののようにも見える。しかし仮に武士が身分だとしたら, (2)の語法は存在しえないのではないか。一方で, 身分としての語法があるのに, 他方, 出自とは関わりなく見目で判断される語法がある, ということは考えにくいように思われる⁽¹⁴⁾。

現実には, 少なくとも上記3つの語法は併存し, 齟齬なく用いられていたのである。そうだとすると, 基本的には武士という言葉は身分用語などではなく, (2)の「出で立ちとしての武士」を基本的な用法とする, ルーズな使い方の言葉であったと考えざるを得ないように思う。

別稿では主としてこの点を論じたのであるが, そのようにいうことは, 「属性としての武士」(日ごろ武士と目されている人々)の存在を軽くみるということではない。次に示すように, 平安後期には明らかに「武士」とされる集団があったし, そのことの意味は非常に大きい。

表の15の事例は, 源義親が討たれ, その首が都に入ってきたということに触れて, 「故義家朝臣(義親父)が年来, 武士の長者として多く罪なき人々を殺害してきたといわれているが, その積悪が子孫に及んだのであろう」といっているものである。武士の長者という言葉から, 武士と目される人々が集団をなしていたことが窺える。

それ以外にも表に見られる多くの事例から, 武士が集団をなして存在していたことは明らかである。一例を挙げると, 表の6では, 日吉神人が凌轢されたことをめぐって, 比叡山の大家の強訴の動きがあり, それに対して直ちに多数の「武士」が動員されている。これは, その動員の迅速性からみて, 日ごろから武士と認識されていた人々, その集団を動員したものと考えるのが自然である。

こうした武装集団はどのような集団なのか。彼らは何をもって武士と認知されるのか。平安期の武士を考えるとときには, こうした点を明らかにする必要がある。このようにいうと, それはこれまでも武士論の中核だった, といわれるかもしれない。確かに問いかけは同じである。しかしそこに, 一つ重要な違いがある。

すなわち現在の武士研究は, こうした集団は身分集団である, という前提のもとで解答が求められているが, 上述のごとく, 武士という言葉は身分用語ではないと考えるべきなのである。とすれば今後は, 身分集団ではない武士集団の形成・性格を解明する, という方向で研究を進めなければならない, ということになる。武士を身分とした上で, その形成を考えるか, あるいは武士は身分ではないとした上で, その集団の形成・性格を追究するか, という違いである。

4 むすびに

武士に関する議論の基礎になるのは, 「武士」という言葉に関する集積されたデータである。しかし,

従来、そうした作業はまったくなされてこなかったように見える。少なくとも公にされたものはないと思われる。

そうした状況の中で、本稿の表は不完全なもので、見落としもあると思うが、今後の武士研究にとってそれなりの意味をもつのではないかと考えている。

注

- (1) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』（東京大学出版会，1999年）。下向井龍彦「国術と武士」（岩波講座『日本通史6 古代5』，1995年）。同『武士の成長と院政』（講談社，2001年）。
- (2) 名著刊行会，1971年。
- (3) 国書刊行会，1970年。
- (4) 駒沢大学大学院史学会古代史部会編『古記録叢書 I 翻刻為房卿記』（駒沢大学大学院日本史学学生研究室，1979年）。
- (5) 大島幸雄ほか『親経卿記』，高科書店，1994年。
- (6) 書陵部紀要14号(1962年)，同17号(1965年)，同32号(1980年)，同38号(1986年)。
- (7) なお、「平安遺文」に見える武士で，寿永2年(1183)7月28日以前のもは次の3つである。
 - ①天禄元年(970)7月16日，天台座主良源起請(2卷303号)
「一，応尋捕持兵仗出入僧房往来山上者進公家事，右兵器，是在俗武士之所持」
 - ②仁安3年(1168)8月2日，紀伊国大伝法院僧徒等解案(9卷4860号)
「雇集武士於隣国比郡，日夜行梟惡」
 - ③承安3年(1173)6月13日，後白河上皇院宣案(7卷3630号)
「主殿寮年預守方訴事・度々被宣下之处，住人等猶以不令承引，不当無極，雖須仰武士召上，以守方可被召誠張本等」
- (8) 2000年度広島史学研究会大会日本史部会報告（「治承・寿永内乱期における武士の語義の変化について」）。
- (9) 『陽明叢書 記録文書篇 第七輯 中右記一～四』（思文閣出版，1988～1989年），『陽明叢書 記録文書篇 第五輯 人車記一～四』（思文閣出版，1986～1987年）。
- (10) 槇野広造編『平安人名辞典—長保二年—』（高科書店，1993年）。
- (11) 「平安期の日記に見える『武士』について」。投稿中。
- (12) 『尊卑分脈』，第四篇，24頁。
- (13) 西村隆「平氏『家人』表—平氏家人研究への基礎作業—」（日本史論叢10号，1983年）。
- (14) 身分特権として，武士にだけ認められる武装あるいは服装があったということが証明されれば，別の議論が必要になるが，それは今のところ立証されていないと思う。

	年月日	西暦	記事	典拠
1	長和5年 2月17日	1016	已剋許參内、頭中將、右少弁、並余等、蒙左府仰、相共起向左近府弓庭、令瀧口等射定其能不<件武士等、上達部各被貢奉、総奉試廿二人>、入夜婦參、令覽左府、即撰能射者十七人、被寄畢	左經記
2	永保元年 8月6日	1081	今日奉幣日吉社・・去四月御祭御供為三井悪僧被押取之由被謝申云々、使散位藤原基実朝臣、件使去月廿三日被發遣、而夜中引率隨兵行同、山僧、三井武士入来之由已成其疑、頗以放矢、仍不達前途此了、重□被發遣也	為房卿記
3	永保元年 9月14日	1081	今晚園城寺僧徒数百口率兵士、登台山南大峰、放火警固小屋、山僧合戰辰剋追返畢、午後公家遣檢非違使武士等叡山	為房卿記
4	永保元年 10月14日	1081	今日行事石清水、去三月延引也、前下野守義家朝臣奉仕殿下前驅、其隨兵五十騎在御車之後、渡路頭、還御之時件義家改着布衣帶弓箭、候御輿之御後、交待臣、其外廷尉并諸衛三分已上堪武芸之輩、供奉近衛陣中、是三井寺濫僧依有蜂起之間、有此事歟、布衣武士扈從鳳輦未曾聞之事歟<又武士・數多候諸陣了留守>	為房卿記
5	寛治6年 2月8日	1092	(春日祭)卯時許人々參会、還御・・辰時許於加波多河原、暫留御馬、前驅皆下自馬候左右、是為御覽義綱朝臣武士也、一々騎馬渡之、廿人中<五位十人、自南渡北>仰可射笠懸之由、武士中能射者一人、為射笠懸又渡南・・巳中的中心・・上中下莫不感賀、被問武士名、兼貞<字進藤六者>	中右記、 1
6	寛治6年 9月18日	1092	依件事叡山大衆近日蜂起・・大衆可下洛之由有風聞、諸陣官人武勇之輩衛固宮門、又高陽院之辺武士濟々	中右記、 7、脱漏 追加
7	嘉保2年 10月23日	1095	延曆寺大衆、依有可訴申事可參闕由有風聞・・大衆一定可參洛者、先差遣檢非違使并武士等、於河原辺可禦者・・又諸陣相固武士濟々、終日雖相待大衆不下也	中右記、 1
8	嘉保2年 10月24日	1095	辰時許、先日吉社神民并諸司之下僧六七人許參洛、而於河原武士等相禦不令入之間、源頼治郎從等已射神民等	中右記、 1
9	嘉保2年 10月26日	1095	遣武士相禦神人等	中右記、 7、目錄
10	嘉保2年 10月29日	1095	早旦參内、頃而參大納言殿并一条殿、入夜婦參宿仕、山上大衆未平安、仍諸陣相固武士濟々	中右記、 1
11	永長元年 5月2日	1096	午時許左府・大納言殿參高陽院給、今日御覽流鏑馬、武者十二人、仰常祇候人々所令進也<泰仲朝臣・清実朝臣・行綱・重仲・為隆・業房・宗盛・朝実・仲兼・貞度、各武士一人所進也>・・関白殿遊興儀者、左府以下公卿十余輩、殿上人或布衣、濟々參集、立的一々射之、為隆・業房・貞度等郎等尤得其躰、就中貞度郎從已拔群、人々感嘆	中右記、 1
12	康和元年 2月9日	1099	辰剋向山城介頼季宅、自此家可出門之故也・・出自申方門、神宝在前・・行事時兼前行、共人并送人々、進藏人被相送、次弁侍、次下官、次引馬武士、自大宮南行	時範記
13	長治元年 10月7日	1104	近曾台嶺之衆中有法藥禪師者、東塔大衆以件僧任本寺都那師、而武勇過人、心好合戰、每山上鬪亂必以得勝、諸国末寺庄園司皆以兼任、引率數十人武士、不論京都諸国朝夕往反、或奪取人物、或欲切人首、天下衆人莫不從此	中右記、 2
14	嘉承元年 7月27日	1106	早旦參鳥羽、今日太上法皇可參御石清水、為奉仕前驅也・・次右衛門督、伊予守、次檢非違使光国、兼季、盛重、季清、次騎馬童、次左近將曹下毛野近季、次武者所々衆、并候北面武士輩、各布衣尽美、弓馬絶妙、其郎從五位六人、六位四人、帶弓箭甲冑	永昌記
15	天仁元年 正月29日	1108	但馬守正盛隨身源義親首入洛・・故義家朝臣年來為武士長者、多殺害無罪人々云々、積患之余、遂及子孫歟	中右記、 3
16	天仁元年 3月23日	1108	山三井寺大衆、可參闕之由有風聞、分遣武士於河原辺、偏可相禦由、夜前被仰下了・・山大衆已西坂本下了、又三井寺衆徒從如意山上超來・・又々指遣檢非違使武勇輩、不可入京之由被仰下・・今夜台嶺之上、如意山嶺、取火數千衆徒往反其火已知逢大火、誠末代之災也、雖然武士引陣、全無其障	中右記、 3

	年月日	西曆	記事	典拠
17	天仁元年 3月24日	1108	今日彼尊勝灌頂式日也・・但為恐衆徒、武士檢非違使等在尊勝寺東西北相禦也、園城寺衆徒少々在如意山巔相叫、其声頗聞歟	中右記、 3
18	天仁元年 3月30日	1108	今夜山之大衆下京、拳火下從山間、如星連、雖下集西坂下、如檢非違使武士於河原相禦之間不入洛、但京中騷動・・如武士馳滿道路、誠以有恐	中右記、 3
19	永久元年 4月1日	1113	山所司神人卅八人群參院陣・・僧徒二千余人昇祇園神輿進參、武士張陣終夜固守、僧等叫喚之声動天、近進門前、出羽守光國・丹後守正盛蒙甲冑進寄、大衆逃去万里小路方數步、又左衛門尉為義守護在門、惡徒數人捧劍破入、為義兵夾鋒欲驚、彼等不堪身命逐電云々	長秋記、 1
20	永久元年 4月1日	1113	從昨日山大衆四五百人許、引率神人昇神輿、參集院御所北御門辺・・皇居近隣之間、武士濟々在院并内陣辺・・大衆神民訴如入水火、神民等已進來北御門辺、揚声大叫、武士雖相禦力不可救	中右記、 7、脱漏 追加
21	永久元年 4月17日	1113	近日南北大衆乱發之間、又京中被聚武士、仍天下騷動	中右記、 7、脱漏 追加
22	永久元年 4月18日	1113	晚頭在鳥羽下人走參申云、南京大衆已企參洛者、聞此語京中騷動、天下武士馳走道路	中右記、 7、脱漏 追加
23	永久元年 4月30日	1113	山大衆帶甲冑下來東河原、又奈良大衆來宇治南辺云々・・武士丹後守正盛以下、天下武者源氏平氏輩、皆為禦南京大衆、遣宇治一坂辺也、此中檢非違使平正盛、源重時、平忠盛行向也、遂以合戰、射殺數千人畢	中右記、 7、脱漏 追加
24	元永元年 5月22日	1118	以頭弁被仰下之、山大衆只今可參下由、座主仁豪所申送也・・於今者、遣武士檢非違使并下人等於河原、可被禁歟、別當奉行、只今候北面人々郎等及千余人、皆遣河原了	中右記、 5
25	元永2年 7月20日	1119	若宮始入内給・・檢非違使盛通光信候御共、次若宮前驅、次宮御車、長実朝臣為後騎、大夫尉宗実同候、次院武士并若宮侍、次関白參給	長秋記、 1
26	大治2年 10月29日	1127	兩院御幸鳥羽、依明日高野詣也・・女院於三条棧數御覽、兩院留車於九条、御覽仁和寺宮大僧正并前驅武士等云々	中右記、 5
27	大治4年 4月25日	1129	賀茂祭也・・巳刻參院・・御車幔前立定間、諸卿輻北面双居、女房出車立輻東、副南埜女房雜子女四十人許双居、又兩方北面妻府武士所双居、衣裝過差、非人力之所及	長秋記、 1
28	大治4年 7月15日	1129	法皇御葬送・・漸欲近御墓所之間、迎火役人等其役了、身乘輦軒、引率騎馬武士、塞行路	長秋記、 1
29	大治4年 7月24日	1129	法皇御葬禮之間、非例已多・・又茶毘之間或登山上、或入貴所、上下奉望膽、武士徒以相從、又乞者乱入、每事不便	永昌記
30	大治4年 閏7月28日	1129	人々談云、夜前藏人長時參内之間、於途中逢武士等、互及拔刀、雜色等相禦逃其難畢、近日如此每夜、甚不便也	中右記、 6
31	大治4年 11月12日	1129	曉下人馳來云、檢非違使光信、盛道、義成、為義、正弘等、為追捕張發輩、下遣南京了、京中騷動、武士走合也	中右記、 6
32	大治4年 11月13日	1129	早旦下人云、遣南京檢非違使夜半歸參、各馳入御寺中、所出来之僧侶五六人皆擲取歸參云々・・[] 重遣武士事、殿下[]	中右記、 6
33	大治5年 2月8日	1130	大殿御所近衛殿内北対、申時許有放火事、人見付打滅了、有疑下人擲取、密々被問之処、大略承伏了由、從大殿所被仰也、事体奇怪歟、仍不可及披露者、此放火已及三ヶ度、富家殿鴨院殿二ヶ所燒了、衆口嗷嗷、世人有所疑歟、事之根元出從武士歟	中右記、 6
34	大治5年 8月4日	1130	院・女院・一品宮、共自白川殿御幸角殿・・女院御車後、顯頼朝臣、檢非違使為義供奉・・次北面武士不知數、次関白乘車候給	長秋記、 2
35	大治5年 11月8日	1130	春日祭使大殿中將被勤仕也・・次陪從共人諸大夫十六人<実房朝臣、(欠字カ)>、着各布衣<今度無武士>、渡南庭	中右記、 6

	年月日	西曆	記事	典拠
36	大治5年 11月8日	1130	(春日祭)中宮大夫宗忠出自東面、加着此座、問人々云、參内時行列次第如何・・供奉者行列如何、納言云、飾馬具列飾馬、引馬具引馬也、然者隨身如何、納言云、於隨身可從主人者・・此事不似前例、參内時引列飾馬、次馬副・・次供奉諸大夫等也、大略紫野同之、當時関白侍正盛<武士也、平氏>、在人前歟	長秋記、 2
37	保延元年 3月14日	1135	承可追罰海賊事、宣旨狀云、国司仰国内猛者、可令追罰者、愚案、此事不可叶、故者、諸国猛勢輩、各好海賊、近及周防国司上道時、当国輩称海賊、冤凌国司、准的他国又如此歟、者指国々武士等交名、各給宣旨、自件賊慎歟	長秋記、 2
38	保延元年 8月14日	1135	依放生会上卿、詣八幡・・前驅并扈從人々・・少將師行、大夫師仲、師基、此外上日者十人許、諸司允十人許、令家子七八人、恪勤者三四人、武士清遠、前驅五人、薩摩前司兼政、豊前前司資康、散位重能、進士所衆、大宮侍長等也	長秋記、 2
39	保延2年 11月24日	1136	大原野祭也・・今日前驅、顯憲、為実、高基、定政、成賢、信実、高康、以長、武士右右馬助忠正<着布衣>、為後乘<郎等六人>	台記、1
40	康治2年 6月30日	1143	弘曉參宇治・・殿宿給宇治、予依病者、帰洛、于時戊刻、為義<武士、在共>未称臣于余、以臣于禪閣、所備具也、帰家仰為義云<以季通朝臣伝之>、今日吉日也、以之可用初參、更不可初參者、為義曰唯	台記、1
41	天養元年 2月8日	1144	人伝云、夜前少將家明、於清水橋下、逢騎馬之武士鬪乱、家明所從、或被殺、或被傷、件武士、不知誰人云云	台記、1
42	久寿2年 2月6日	1155	中納言中将、依春日祭上卿、為入道殿御沙汰、被發向南都・・御幣前々行、乘尻居飼舍人十人、次乘尻衛府十人、左衛門少尉大江資家、源忠遠、兵衛尉家道、康信、仲頼、保頼、馬允季経<已上候院北面者、自一院被召献之>・・次雜色、衣櫃、侍五位、六位、恪勤者一兩人、下家司為成、武士十五人、其道、自二条東行	兵範記、 1
43	保元元年 7月5日	1156	藏人大輔雅頼奉勅、召仰檢非違使等、令停止京中武士、左衛門尉平基盛、右衛門尉惟繁、源義康等、參入奉了	兵範記、 2
44	保元元年 7月10日	1156	上皇於白川殿被整軍兵・・禁中依彼僉議、同被集武士、下野守義朝、右衛門尉義康、候于陣頭、此外安芸守清盛朝臣、兵庫頭頼政、散位重成、左衛門尉源季実、平信兼、右衛門尉平惟繁、依勅定參会、漸及晚頭軍兵如雲霞	兵範記、 2
45	保元元年 7月11日	1156	鷄鳴清盛朝臣、義朝、義康等、軍兵都六百余騎發向白河・・女御駕網代車同渡御、御車立東中門外、三面門々各差着武士守護<差鎖固内外也>、瀧口輩着甲冑、每門二人	兵範記、 2
46	保元元年 7月13日	1156	左府職事、藏人大夫清頼被擲出、彼合戰日扈從者也、副武士、自殿下被献内・・為義在大津辺由、座主被申上、仍義朝以下武士數百騎馳向、夜半帰洛、無実云々	兵範記、 2
47	保元元年 7月23日	1156	今夕、入道、太上天皇、被奉移讚岐国・・網代御車、女房同車、右衛門尉貞宗候御後、式部大夫重成、率武士數十騎奉圍繞	兵範記、 2
48	永曆元年 8月22日	1160	今晚還御大炊御門殿云々、供奉諸司七八人、其外武士卅騎許在御輿前後之由、或者來語、乱代之極也、不異夷狄之地、可悲々々	山槐記、 1
49	永万元年 6月25日	1165	(六条天皇踐祚)仍□人向東中門辺可列立歟、然而只且以前行諸 [] 狼藉殊甚、前行公卿皆步筵道、掃部寮取 [] 第數統之、又每辻引幔云々、又有武士少々	山槐記、 1
50	仁安3年 11月14日	1168	行事官申云、大嘗宮並齋場所、各会日其儀未終之間、諸人集会壞取、各濫行闖諍、或合戰殺害、兼被仰檢非違使若武士、可令守護由、可被仰下旨進奏狀	兵範記、 4
51	嘉応元年 11月25日	1169	八十島祭使大納言典侍進發、即自六波羅前大納言亭被出立、一族人々廿余人、家僕諸大夫廿余人前驅・・右中将知盛朝臣在後騎・・右宰相中将宗盛、參議教盛、大式信隆、次右馬助信忠、遠江守信業、石見守為行、駿河守為保、前佐渡守為兼、以下五位十人、檢非違使左衛門尉知実以下卅余人、次武士左衛門尉平貞頼引率隨兵七十人<此中親昵者廿人、郎等五十人歟>	兵範記、 5

	年月日	西曆	記事	典拠
52	嘉応元年 12月23日	1169	去夜申以後山大衆下京、集京極寺之由、洛中騒動、檢非違使武士等依召參院陣、其数如雲霞・院仰、何様可有沙汰哉、先公卿可議定申、別当、訪問公卿可有裁許者、無左右可被仰下、若不然者可被差獻武士於内裏歟、但太政大臣、左大臣、左大將、修理大夫<成頼>、被申云、前大納言重盛卿以下三人<伴卿二百騎、宰相中将宗盛百三十騎、前大貳頼盛卿百五十騎>率參五百騎、追却衆徒之間、決定可及大事、尤可有用意、内大臣被定申云、獻武士被追却、神輿以下散々罷成歟、加之已臨夜陰、不可遣武士歟、議定大略一同不異、仍被止武士壘	兵範記、 5
53	嘉応2年 正月7日	1170	山大衆可發向之由、下人云云、武士等遍滿河原、然而依無其實皆分散云々	玉葉、1
54	嘉応2年 正月21日	1170	或人云、天下物怱、六原之辺、武士群集、不知幾多、凡近日上下奔波、更以不安堵云々、畏怖無双之世也	玉葉、1
55	嘉応2年 4月19日	1170	法皇爲東大寺受戒御幸南都・入道太政国被著宇治、渡川之後、於桜町乘車、車副四人、前驅、前大納言、平宰相<教盛>、各駕車扈從、侍共卅余人、三方混合行列、此内武士一人、故家貞次男云々、郎等十騎	兵範記、 5
56	嘉応2年 7月16日	1170	或人云、昨日攝政被欲參法成寺、而二条京極辺武士群集、伺殿下御出云々、是可擲前驅等之支度云々	玉葉、1
57	承安3年 7月21日	1173	光長来、余召前、問南京衆徒之間事、去十五日爲長者使下向、仰聞子細者也、光長語云、先去十三日、賜院宣、奉仰旨、同十四日午剋許下向、於路頭、兩三度爲武士等被拘留、夜半下着	玉葉、1
58	治承元年 4月18日	1177	大衆合議事・定能朝臣仰云、内侍所可被奉渡哉否者、長方發語云、内侍所令出洛外給事、未有例・若他所可有恐者、仰可然之武士、可被守護歟者	玉葉、2
59	治承元年 4月19日	1177	晚頭定能朝臣来、談衆徒之間事、次第如風聞、奉射神輿事、武士之不覺也・賢所・渡御之儀停止了、但有可遣武士之儀、院仰云、可遣經盛卿、即仰遣之処、不進請文・爰仰云、然者可遣頼政者、即召仰、不廻時刻之參向了云々	玉葉、2
60	治承元年 5月29日	1177	人伝云、大衆奪取明雲之後、近日有沙汰事等、京中帶兵器往還之輩、可擲取之、又台嶽末寺庄園、仰諸国司、被注進之、是爲停廢歟、又近江・美濃・越前三ヶ国、各可注申国内武士之由、被仰国司云々	玉葉、2
61	治承元年 6月1日	1177	入道相国坐八条亭、召取師光法師<法名西光、法皇第一近臣也、加賀守師高父>禁固之、被問年来之間所積之凶惡事・又今旦招寄成親卿、同以禁錮、殆及面縛云々、武士充滿洛中、雲集禁裏、但院中寂寞云々	玉葉、2
62	治承元年 6月2日	1177	去夜半勿西光頭了、又成親卿流遣備前国、相副武士兩三人云々	玉葉、2
63	治承2年 9月7日	1178	春日使武士事、頼政朝臣申云、仲綱爲病者、仍難參入、試欲出立正綱<頼行子、頼政養子、女院殿上人、候院北面>如何、仰云、雖何子息、只以召進可爲最者	玉葉、2
64	治承2年 10月29日	1178	春日祭使發向・共人十七人、四位、前和泉守源季長朝臣、五位、太皇太后宮前大進源行頼・左馬權助源国行、散位源正綱<武士>、但馬權守源長俊・共侍七人、五位、藤原貞親、六位、豊原奉頼、爲資、源資康、宮道式房、豊原能時<瀧口>、藤原重経	玉葉、2
65	治承2年 11月2日	1178	(春日祭使)帰路之間事・於母蘇杜、見隨兵、杜前有野路、西辺留馬、付口人如初、隨兵十騎、使馬前、先正綱甲冑、次同調度懸<已上騎馬>、次武士十騎次第渡之、此中渡辺一文字名輩有六人云々	玉葉、2
66	治承2年 11月3日	1178	及晚景參院、付権弁親宗、春日使之間条々事、偏爲院御沙汰、果遂神事、畏申之由奏聞之、繼事、武士事、諸国所課事、役諸大夫事等也	玉葉、2
67	治承3年 11月14日	1179	今日入道相国入洛、宗盛去十一日首途、令參巖島、而自路呼還、相共上洛、武士数千騎、人不知何事、凡京中騒動無双	玉葉、2

	年月日	西曆	記事	典拠
68	治承3年 11月16日	1179	前博陸(基房)・・忽行向彼第者、疑似有謀議、為自他無用之上、路頭武士遍滿上下、容易不能往還、就中彼殿迎、武士守護云々、仍旁有恐之故、乍思不參謁	玉葉、2
69	治承3年 11月20日	1179	入道大相国被帰福原云々、後聞、今夜留船於木津殿前、河中伊加利、子息武士等陣左右岸炬火、被斬人頸、召寄船前切之投河中云々、交名未聞	山槐記、 2
70	治承3年 11月24日	1179	前博陸、昨日自河尻被向福原了云々、武士等相具與參迎、所相伴之人々、少々ハ參了、少々ハ留了云々	玉葉、2
71	治承3年 11月24日	1179	今日西景入道<右衛門尉入道也、院近習者>楊梅壬生堂追捕、庫倉無輕物、納米穀魚類等、武士等皆運取之云々	山槐記、 2
72	治承3年 11月26日	1179	伝聞、前博陸自福原被向淡路国了、共人只一人、殘輩皆追上了、武士等相具將去了云々	玉葉、2
73	治承3年 12月16日	1179	今晚東宮行啓于外祖父入道太政大臣八条亭・・暁夕行啓路每辻被居武士、交路左右全不令人通・・路武士皆着冑、小路末一方六七騎、大路末一方廿余騎、各徒類如雲、仮令及六百余騎歟	山槐記、 2
74	治承4年 正月14日	1180	春日上卿事大略延引、倩案此事、猶折節無骨之上、世間之人不語武士、又難出来之故也	玉葉、2
75	治承4年 2月18日	1180	秉燭之間大進相共候中宮殿上之間東方騷動、驚出南方見之、東方有火煙、起西北甚近・・周章向東中門廊、大番之輩数十人在門、可昇御所上之由雖下知、全不承引・・予又向東中門廊、武士雖滿庭、一人不屋上	山槐記、 3
76	治承4年 2月18日	1180	先是巽方有火、逐電參青團、樋口京極刃焼亡、及万里小路、青團殊令騷動、兼御車上下參集、武士為群、予逐電參殿下	吉記、1
77	治承4年 2月21日	1180	今日有讓位事・・此人々或自途中乘車、自閑路欲參会、而武士等每辻固之不令往反、仍自然步行云々、又有相具手輿之人々、三条大納言令持榻、於四条辺先陣人欲用閑路之間、武士不開其路之間、喧嘩殊甚、諸人立留	山槐記、 3
78	治承4年 3月16日	1180	明日可有御幸巖島・・戌刻、人伝云、明日御幸延引了、山大衆蜂起之間、忽然而延引、只今自前大將之許、示禪門之許云々、武士等充滿路中云々	玉葉、2
79	治承4年 3月18日	1180	法皇自鳥羽、渡御五条大宮之辺家<為行家云々>、武士等多奉圍繞云々	玉葉、2
80	治承4年 5月10日	1180	今晚入道相国入洛、武士滿洛中、世間又物忝云々	玉葉、2
81	治承4年 5月14日	1180	戌刻、鳥羽法皇出御京、以內藏頭季能朝臣家為御所云々、乘八葉御車、扈從車二両、武士三百騎許、圍繞前後左右云々	玉葉、2
82	治承4年 5月15日	1180	亥刻自京下人走来云、高倉宮有配流事、只今檢非違使兼綱、光長向三条北高倉西亭、武士等圍之者・・光長令踏開高倉面小門之間、左兵衛尉信連射之、被疵者有兩三人・・今夜猶武士圍之	山槐記、 3
83	治承4年 5月16日	1180	伝聞、高倉宮去夜檢非違使未向其家以前、竊逃去向三井寺・・又件宮子若宮、逐電之由有其聞、仍武士等打圍彼女院御所、搜求其中	玉葉、2
84	治承4年 5月16日	1180	宮御子若宮八条院奉養、平納言<頼盛>奉仰奉責、武士如雲如霞、數剋令悋惜給、武士乱入門内、仍被出之、被奉寺宮、即出家云々	山槐記、 3
85	治承4年 5月16日	1180	人々談云、去夕廷尉參藩邸、有或武士<兵衛尉信連>、対捍詔使、拔劍放矢、多損傷廷尉之	親經卿記
86	治承4年 5月17日	1180	八条宮、以使者、示宗盛時忠等卿云々、高倉宮所御座、三井寺、平等院也、可被出京之由、所沙汰也云々者、因茲時忠卿、為彼御迎進入、又宗盛卿、武士五十騎許着副使遣之・・別當使并武士等、參八条宮・・大略武士之卑陋、不足言事歟	玉葉、2
87	治承4年 5月20日	1180	八条宮為御迎、被進入、就彼宮(高倉宮)在所、欲奉出之處、宮作色云、汝欲搦我、更深懸手云々、爰着甲冑惡僧七八人出来、追散彼有識已下・・仍空以帰洛、事体不可叶僧綱等之制止云々、又云、在京武士等、懼悚無極云々	玉葉、2
88	治承4年 5月21日	1180	今日可攻園城寺之由、被仰武士等、明後日可發向云々、前大將宗盛卿已下十人、所謂大將、頼盛、教盛、經盛、知盛等卿、維盛、資盛、清經等朝臣、重衡朝臣、頼政入道等云々	玉葉、2

	年月日	西暦	記事	典拠
89	治承4年 5月22日	1180	戌剋自大内行幸八条坊門筆箭二品亭云々、左大将、源納言・・撰政乗車被候于後陣、母后同輿、每辻武士等警衛云々	山槐記、 3
90	治承4年 5月22日	1180	去夜半頼政入道引率子息等<正綱、宗頼不相伴>、參籠三井寺・・山大衆三百余人与力了之由・・奈良大衆蜂起、已欲上洛云々、者不能左右、又前將軍以下、京中武士等、偏以恐怖、運家中雜物、令逃女人等、大略可投降之支度歟	玉葉、2
91	治承4年 5月23日	1180	午剋北山科焼亡、下人云、法皇御所云々、自園城寺焼之、武士等向寺之時、於彼所可調陣、仍焼之云々	山槐記、 3
92	治承4年 5月26日	1180	坐三井寺宮、頼政入道相共、去夜半許、逃去向南都、依得其告、武士等追攻云々	玉葉、2
93	治承4年 5月26日	1180	去夜半許高倉宮出園城寺、令向南都給・・予着直衣、辰終剋馳參新院、公卿五六輩、殿上人十余人參入、予參入之後大以參入、七条辺武士有五十余騎、門内外無武士、合戦之間事一定未聞其説区分	山槐記、 3
94	治承4年 6月2日	1180	行幸於入道相国福原別業、法皇、上皇、同以渡御・・遷幸儀、自八条通、至草津、武士数千騎、二行並轡夾幸路	玉葉、2
95	治承4年 6月2日	1180	(福原行幸)入道相国并二品□族等大半下向、故内府息兩少将<清經・維盛>留守京都、其外又被差置郎從等、京都不可有狼藉之故、被仰云々、大内留守伊豆守通資勤仕・・齋院又被差遣武士	親經卿記
96	治承4年 9月11日	1180	伝聞、近曾為追討仲綱息<素住関東云々>、遣武士等<大庭三郎景親云々、是禪門私所遣也>、而件仲綱息逃脱奥州方了	玉葉、2
97	治承4年 11月6日	1180	後日頭弁経房示送曰、東国追討事、平中納言<頼盛>、平宰相<教盛>可下向之由雖有沙汰、先伊勢守清綱定安、自海道可下向云々、又鎮西武士自船可遣云々	山槐記、 3
98	治承4年 11月22日	1180	伝聞、自関東称一院第三親王<被伐害也>宣、可誅伐清盛法師、東海、東山、北陸道等武士、可与力之由、付彼国々、又給三井寺衆徒云云	玉葉、2
99	治承4年 11月23日	1180	以美濃近江等国人之勢、可推入大津及山科辺・・福原之辺人氣色自若、敢無驚之色、偏以醉郷、適所在之武士、此兩三日之間、為出立追討使、各賜身暇、下向本国、福原勢僅二千騎云々	玉葉、2
100	治承4年 11月26日	1180	院入夜御入浴、御頼盛御六波羅第<号池殿>、法皇未刻許入浴、御故内大臣六波羅第<号泉殿>、武士数十騎、路之間奉圍繞云々	玉葉、2
101	治承4年 11月29日	1180	入夜人伝、近江国武士数千騎、自今日申刻許打入三井寺云々、依此事、六波羅八条等辺、武士騒動、京中物益無極云々	玉葉、2
102	治承4年 11月30日	1180	伝聞、昨日近州之武士等不及数百、只船六艘着西岸、少々打入寺中	玉葉、2
103	治承4年 11月30日	1180	鐘報之後、陣中有火之由有其告、倒衣參入、大理、平納言<東野野劔>、頭重衡朝臣<着甲冑>、隆房朝臣元自祇候、其外前大納言、泰通朝臣之外不參、若憚折節輒不參歟、可奇々々、以而武士郎從令壞切畢	吉記、1
104	治承4年 12月4日	1180	人伝云、江州武士等併落了、三分之二、与力官軍了、其殘引籠城云々	玉葉、2
105	治承4年 12月5日	1180	今日余女房讚岐、令參春日了、是毎年例事也・・又心經十二卷、今日於御社奉供養、同毎年事也、武士自路次、不令往還雜人云々	玉葉、2
106	治承4年 12月6日	1180	今曉、前源中納言雅頼卿家、有狼藉事云々・・今朝已欲曙之程、青侍走来云、讚岐少将御參、被申可見參之由云々、即着衣裳、欲出客亭之間、勇士兩三人、称得タリオウ、即走来眼前、已欲搦捕・・小時時実少将入来、制止狼藉・・問由緒於時実朝臣、答云、次官親能卜申者、候此殿之由有聞・・爰雅頼申云・・件男去夜為宿直入来、定候歟者、時実云、早可被召出者、即相尋之処、此夜半白地出門外、其後于今不見云々・・雖搜求家中、敢以不見・・其後懃率武士等、時実歸了・・伝聞、近江国武士等三千余騎、為官兵被追散了	玉葉、2

	年月日	西曆	記事	典拠
107	治承4年 12月6日	1180	卯始剋許前中納言雅頼卿家追捕、前右大将<宗盛>差左少將時実朝臣、相副勇士十数騎令乱入家中、明經博士広季子<号次官、失名>在彼家、依有可被召問事、欲捕取之処、逃脱不獲之、其間武士等入寢所塗籠等、皆剥取女房衣服云々、為予近隣、仍騷動音所聞也、武士退帰之後差使訪納言	山槐記、 3
108	治承4年 12月12日	1180	人伝云、南都來徒、此兩三日不蜂起之処、俄自昨日以外興盛、催末寺莊園之武士、十五大寺一等、今兩三日之間、可企上洛之由、議定了云々	玉葉、2
109	治承4年 12月13日	1180	諸卿除左右大臣之外、左大将已下、併被催可進武士之由云々、是等奇異之政也、時忠所張行云々、右大将漏此列、尤冥加也、資長、俊經等旧故之儒卿、預此催、實是未曾有之沙汰也	玉葉、2
110	治承4年 12月14日	1180	閻巷云、近江官兵等、昨日矢合、又伊勢武士等、欲寄攻美濃国云々	玉葉、2
111	治承4年 12月15日	1180	為左少弁行隆奉行、女院御庄々、并余方領等、皆悉可召進武士之由、被仰下、天慶例云々、是又人費民煩也	玉葉、2
112	治承4年 12月15日	1180	南京衆徒明日發向之由風聞、院并禁裏被儲武士、侍臣各可進勇幹者一騎之由有催、事頗希有歟、但求白丁一人<史大夫盛資從者>令着介冑、騎鴛駘令參、天明帰來結番	明月記、 1
113	治承4年 12月16日	1180	南都大衆來宇治之由風聞、仍武士等馳向云々、衆徒發向又僻事云々	山槐記、 3
114	治承4年 12月24日	1180	伝聞、甲賀入道、山下兵衛尉等、未被伐、籠山下城、又尾張美濃等武士、欲相加彼云々・・定能卿入夜來云、為宇治使、欲向之処、武士充滿、有其恐、仍不遂前途、於河原遙拜云々	玉葉、2
115	治承4年 12月25日	1180	伝聞、美濃尾張武士等、早可被征伐之由、牒送官軍、而其勢不及敵対、故請被副下勇士、仍追被遣維盛朝臣云々<一昨日下午向>云々	玉葉、2
116	養和元年 正月2日	1181	今日出仕、先參六条、次參鳥羽殿、次參新院<自河原口武士多警固、異尋常>、經南面參中宮殿上	明月記、 1
117	養和元年 正月7日	1181	今日、遣武士<今度不遣大將軍、只私郎從持宣下所行向云々>、停廢大和国庄、并令安堵無罪之僧綱已下、可征伐有罪之凶徒党類云々	玉葉、2
118	養和元年 正月16日	1181	左少弁行隆來云、諸国之勇士、併有謀叛之心、仍先五畿内、及近江、伊賀、伊勢、丹波等国、可被補武士、以禦遠国之凶徒之由、故院被仰置了、但每国不可必任武勇之国宰、只件国等、総而可被置管領之司	玉葉、2
119	養和元年 正月27日	1181	此辺人家等、可為武士之宿館之由、被点定云云、是禪門暫可被坐前大将新造堂、依為其近隣、有此沙汰云々	玉葉、2
120	養和元年 2月26日	1181	伝聞、關東徒党、其勢及数万、官兵尪弱、仍俄前將軍宗盛已下、一族武士、大略可下向、來月六七日之比云々	玉葉、2
121	養和元年 閏2月5日	1181	禪門薨逝、一定也云々・・左少弁行隆密語云、去夜、法皇宮、武士群集之由、有風聞・・准三宮入道前太政大臣清盛<法名静海>者、生累葉武士之家、勇名被世	玉葉、2
122	養和元年 3月2日	1181	伝聞、尾張武士等、引退遠江之由、日来風聞、極無実云々、義俊<十郎藏人>以下数万、皆在尾張国、敢無動揺	玉葉、2
123	養和元年 4月22日	1181	伝聞、坂東之武士等、其意各別、武藏国有勢之輩、多乖頼朝了云々	玉葉、2
124	養和元年 6月15日	1181	今夜可有還御閑院・・次出御・・平中納言<頼盛>・・八条三位<実清>等供奉、予、但馬守經正朝臣、藏人弁行隆等候御後、武士夾路供奉、近將左中將泰通、右中將隆房、左少將有房等朝臣、左少將兼宗等也、其路東行八条	吉記、1
125	養和元年 8月1日	1181	伝聞、前幕下、其勢逐日減少、諸国武士等、敢不參洛、近日奪實踐之領、賜勇武之輩、万倍於先々	玉葉、2
126	養和元年 8月12日	1181	伝聞、足利俊綱有背頼朝之聞、又秀平有与力官軍之心云々、因茲、京中武士、昨今之間、聊有称雄之氣歟云々	玉葉、2
127	養和元年 9月10日	1181	通盛朝臣之軍兵、為加賀国人等、被追降事一定云々、仍引籠津留賀城、申可副軍兵之由、仍遣武士等云々	玉葉、2

	年月日	西暦	記事	典拠
128	養和元年 9月21日	1181	後聞、故頼政法師郎等弥太郎盛兼有嫌疑事<故三条宮之間事云々、故委不記>、於前按察侍家、前幕下遣武士、欲搦之間、伴盛兼自殺死<搔切喉笛>	吉記、1
129	養和元年 9月28日	1181	又高野御山、聊有騒動、源氏武士、少々籠件山云々	玉葉、2
130	養和元年 10月6日	1181	伝聞、海道、山道、共自奥、武士等出来之由風聞云々	玉葉、2
131	養和元年 10月10日	1181	或人云、越前加賀等武士、開所切塞之路、国内無人云云・・京中武士僅四五百人歟、頗非無所恐云々	玉葉、2
132	養和元年 11月10日	1181	後聞、八幡別当慶清、為夜打、自木津殿方武士等群來、兼依有中言者、相儲武士等令禦之間、及合戦云云、未曾有事也	吉記、1
133	寿永元年 4月15日	1182	昨日、法皇御登山之間、山僧等可奉盜取法皇之由、今旦得其告、洛中武士騒動、忽率數多騎向坂下、依僻事空帰了	玉葉、2
134	寿永2年 4月14日	1183	武士等狼藉如昨日云々、凡近日天下依此事、上下騒動、人馬雜物、隨懸眼路橫奪取	玉葉、2
135	寿永2年 6月5日	1183	前飛驒守有安來、語官軍敗亡之子細、四万余騎之勢、帶甲冑之武士、僅四五騎、其外、過半死傷、其殘皆悉弃物具、交山林、大略争其鋒甲兵等、併以被伐取了云々	玉葉、2
136	寿永2年 7月2日	1183	右大弁親宗為院御使來・・仰云、賊徒可入洛之由風聞、其事若実者、可有行幸院御所歟、而内侍所御京外之条如何、兼又仙洞定物騒歟、其故平家武士等為守護、定候御所辺歟、而賊徒打入者、縱於君無害心、与守護之武士、為決雌雄、致狼藉云、已可為戰場、此条如何	玉葉、2
137	寿永2年 7月3日	1183	或云、待關東之勢、九十月之比、可入洛云々、閭巷縱横之説、彼是難知、今日、依浮説武士騒動	玉葉、2
138	寿永2年 7月22日	1183	院宣到來、今間可參入者、逐電馳參・・次藏人右衛門佐定長進出、於内府後仰云、依賊徒事、可有行幸院、今日復日、可何様哉、又賢所渡御京外無先例云々、可有憚歟、又日来禁中武士祇候、於院御所者無此儀、御同宿之間何様可被進止乎・・守護事、諸衛各有警固武士祇候	吉記、2
139	寿永2年 7月22日	1183	卯刻入告、江州武士等、已入京六波羅辺、物騒無極云々、又聞、入京非実説、而地武士等登台嶽、集会講堂前云々	玉葉、2
140	寿永2年 7月24日	1183	此一兩日、江州武士登台嶽、今夜可有夜打之由風聞、仍忽行幸法性寺御所給	玉葉、2
141	寿永2年 7月25日	1183	入告云、法皇御逐電云々・・及巳刻、武士等奉具主上、向淀地方了者、在籠鎮西云々・・申刻、落武者等又帰京・・帰京之武士等、以此最勝金剛院、可構城郭之由、下人來告	玉葉、2
142	寿永2年 7月25日	1183	彼人々奉具主上南轅赴海西、事之殊勝可謂未曾有、大原辻并河合辺守護武士左馬頭行盛已下引返了・・一族周章馳出、非武士人、平大納言并息中将時実朝臣之外不聞、殿下同令扈從給、而自途中西轅逐電、物忿之間、武士等不知此旨	吉記、2
143	寿永2年 7月26日	1183	弘暁欲向日野之間、依切塞其路、不能首途、此間、昨日帰京武士等、無成而又逃去了、帰京之本意、未知其詮、武勇之尪弱、所行之尾籠、奇異之至	玉葉、2
144	寿永2年 7月26日	1183	山上武士馬成群、不異麋鹿、開關已後未聞此事、惣持院構城、是源氏等登山即所構也	吉記、2
145	寿永2年 7月27日	1183	還歸遲々・・及未刻、一定之由風聞、次出御、公卿着淨衣祇候人々等前行、着直衣布衣等人々皇后宮大夫已下立、武士字錦部冠者<義経男>前行、惠光房阿闍梨珍慶、在御輿前	吉記、2